

平成19年度 宝くじコミュニティ助成事業



横田地区の稲田自治会では、地元自治会の負担金と(財)自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、グラウンドゴルフ備品やテント、スピーカーなどのイベント備品を整備しました。

この助成金は、宝くじの収入を財源としており、地域コミュニティの健全な発展を図るためのものです。

今回の整備により、世代間交流が活性化され、地域コミュニティの発展が期待されます。

コミュニティ助成事業には次の事業があり、申請内容を県や財団法人自治総合センターが審査して事業決定されます。

一般コミュニティ助成事業
緑化推進コミュニティ助成事業
自主防災組織育成助成事業
コミュニティセンター助成事業
青少年健全育成助成事業

お問合せ先 地域振興課 電話54-2524
有線31-5264



奥出雲町下水道使用料金の統一に向けて

仁多地域と横田地域では、下水道の料金体系が異なることから、平成20年度中に料金表の統一を予定しています。

現在、条例に基づき奥出雲町下水道使用料審議会が設置され、町内各種団体の代表者など9名が任命、下水道料金の統一に向け慎重な審議が行われています。

これまで2回の審議会が開催され、下水道整備の現状・具体的な料金体系の方針について議論されました。詳しくは、奥出雲町ホームページ<行政情報>水道課をご覧ください。

URL : <http://www.town.okuizumo.shimane.jp/gyousei/suidou-ka.html>

石綿(アスベスト)による健康被害者のご遺族のみなさん

石綿救済法に基づく

特別遺族給付金の請求は

平成21年3月27日までです。

平成13年3月26日以前に石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族で、時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方は、特別遺族給付金が支給されます。

また特別遺族給付金は、平成21年3月28日以降は請求できません。

労働保険法に基づく

遺族補償給付の時効は

5年間です。

平成13年3月27日以降に石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族は、労災保険法による遺族補償給付が支給されます。また、死亡した日の翌日から請求手続きを行わないで5年間経過した場合には、時効により遺族補償給付を受けることはできません。

* この場合、特別遺族給付金も支給されないの
で、十分に注意してください。

お問合せ先 島根労働局労災補償課 電話：0852-31-1159
松江労働基準監督署 電話：0852-31-1166